

人権啓発 センター だより



第83号 12・20発行
2024（令和6）年



©Team Beppyon

発行 別府市人権啓発センター
〒874-0919 別府市石垣東10丁目7番5号
TEL 0977-23-6163
FAX 0977-23-6226
E-MAIL beppu-jinken@tuba.ocn.ne.jp

師走に入り何かとバタバタしているうちに、今年も残すところあとわずかとなりました。本年もセンター運営にあたり、皆さま方にご協力をいただき、誠にありがとうございました。



職員一同、心より感謝申し上げます。

当センターは12月28日（土）～1月5日（日）までは年末年始のため閉館となり、新年は1月6日（月）より通常業務を開始いたします。どうぞ良いお年をお迎えください。2025（令和7）年も「別府市人権啓発センター」をよろしく願いいたします。



インフルエンザを予防しよう！



毎年、秋から冬にかけては、「インフルエンザ」の流行シーズンです。

感染しないためにも、日ごろから体調を整えて抵抗力をつけることが大切です。ウイルスは湿度に非常に弱いので、室内を加湿器など使って適度な湿度に保つことも有効な予防法です。また他の予防方法としては、「栄養と休養を十分摂る・人ごみは極力避ける・適度な温度、湿度を保つ・外出後の手洗いとうがいの励行・マスク着用・ワクチン接種」などがあります。

感染しないよう皆さん気をつけましょう！！

10月・11月の主な活動の様子

第4回・第5回 市民人権講座

第4回



10月23日（水）の第4回は、部落差別問題をテーマに2022（令和4）年に公開された映画『破戒』を上映しました。この映画は、1900年代の明治後期の物語であり、被差別部落出身であることを隠して教師となった瀬川丑松（せがわ うしまつ）が、理不尽な差別の現実と人間の尊厳の間で苦悩する姿が描かれています。改めて、部落差別の不条理さと部落差別を解消するための市職員としての責務を強く感じました。

11月27日（水）の第5回は、別府市北部身体障害者福祉協会会長で大分県人権啓発講師の河野 龍児（かわの りゅうじ）さんを講師にお迎えして『心のバリアフリーについて考えよう ―障害者差別解消法と合理的配慮について―』と題して障がい者の人権問題についてお話をいただきました。まず障がいのある方に対する差別の4つの類型として、障がいがあることを理由に受ける「不当な差別的取扱い」、2024年4月1日から義務化された「合理的配慮の提供」、誰も気づくことなくおこなっている「間接差別」、障がいのある方に対しておこなう「ハラスメント」を説明していただきました。また、バリアフリーのバリアとは、障壁（かべ）という意味で、障がいのある人が社会の中で直面している4つのバリア（障壁）、さらに主な心身障がいの紹介やユニバーサルデザインによるまちづくりの紹介も詳しくお話ししていただきました。

改めて気づかされることがとても多い講座になりました。

1月22日（水）の第6回は、「性的少数者の人権問題」についての講座を開催します。

ぜひご参加ください。

第5回



第6回 じんけんふれあい教室

11月15日(金)の第6回は、ものづくり同好会の方を講師にお迎えして『はぎれとボタンを使ったリースづくり』教室を開催しました。ドーナツ型の発泡スチロール台に棒とボンドを使い、小さなはぎれをつけていきます。一つの作品に約200枚ほどのはぎれを使うそうです。今回はクリスマスが近いので、赤や緑などのはぎれを使う方が多く、皆さん黙々と作業を進めていました。

出来上がった作品は、色彩豊かなで素晴らしいものばかりでした。

1月7日(火)の第7回は、「羊毛フェルト手芸」(スノーマン【雪だるま】づくり)を、2月10日(月)の第8回は、「和菓子づくり」教室を開催します。

ぜひご参加ください。



12月4日～10日は「人権週間」

世界人権宣言は、1948(昭和23)年12月10日の国際連合第3回総会において、全ての人民と国とが達成すべき共通の基準として採択されました。この宣言は、基本的人権尊重の原則を定めたものであり、初めて人権保障の目標や基準を国際的にうたった画期的なものです。採択日である12月10日は、「人権デー (Human Rights Day)」と定められています。

日本では、この日に先立つ1週間を人権週間としていて、大分県内をはじめ全国各地で、さまざまな人権啓発活動が行われています。

この機会に、皆さんも「人権」について改めて考えてみませんか？



12月10日～16日は「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」

北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的として、2006(平成18)年6月に、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、国及び地方公共団体の責務等が定められるとともに、毎年12月10日から同月16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることとされています。

日本の喫緊の国民的課題である拉致問題の解決を始めとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が国際社会を挙げて取り組むべき課題とされる中、私たちがこの問題についての関心と認識を深めていくことが大切です。



～1月・2月の行事予定～



★ じんけんふれあい教室 ★

1月 7日(火) 10:00～12:00
「羊毛フェルト手芸」(雪だるまづくり) 教室
(負担金700円)

(講師) 小林 尚美さん

2月10日(月) 14:00～16:00
「和菓子づくり」 教室 (負担金1,000円)

(講師) 「御菓子司 紅屋」 神屋 信博さん

★ 市民人権講座 ★

1月22日(水) 10:00～12:00

「『LGBTQ』ってなんなん？
- 性的少数者を巡る状況から地域の人権状況を考える -」
(性的少数者の人権問題)

【講師】お悩みコンシェルジュ Endne 布施 順子さん

2月26日(水) 10:00～12:00

「今を生きる私たち -なぜ差別はありつづけるのか-」
(部落差別問題)

【講師】大分県人権教育・啓発推進協議会人権啓発講師
一法師 英昭さん